

諮問（不）第 27 号
答申（不）第 27 号

答 申

第 1 審査会の結論

長崎県知事（以下「実施機関」という。）が平成 30 年 10 月 12 日付けで審査請求人（以下「請求人」という。）に対して行った保有個人情報不利用停止決定（以下「本件処分」という。）は妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

1 利用停止請求の内容

請求人は、平成 30 年 9 月 8 日付けで、長崎県個人情報保護条例（平成 13 年長崎県条例第 38 号。以下「条例」という。）第 34 条第 1 項の規定により、平成 28 年 9 月 27 日付 28 雇労第 296 号保有個人情報不開示決定通知書（公文書不存在）の理由欄について、保有個人情報の利用停止請求（以下「本件利用停止請求」という。）を行った。

2 処分の内容

実施機関は、本件利用停止請求について、条例第 37 条第 2 項の規定に基づき本件処分を行い、平成 30 年 10 月 12 日付 30 雇労第 223 号で請求人に通知した。不利用停止とした理由は、平成 30 年 9 月 20 日付け 30 雇労第 223 号当職発「補正について（通知）」において定めた期限までに補正の提出がなく、本件利用停止請求に形式上の不備があるためである。

3 審査請求の内容

請求人は、平成 30 年 10 月 29 日付けで、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により、本件処分を不服として実施機関に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第 3 請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分を取り消すとの裁決を求めるというものである。

2 審査請求の理由

本件審査請求の理由は、審査請求書によるとおおむね次のとおりである。

- (1) 諮問（不）第 15 号において、当該対象となる 28 雇労第 296 号公文書の記載内容の異常については、十分な説明を行っており、証拠書類も提出済みである。
- (2) 28 雇労第 296 号公文書のなかに、事実無根の記述が複数存在していることについては、平成 28 年度から再三にわたり実施機関には通知を行った。

第 4 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張は弁明書及び審査会における口頭説明によると、おおむね次のとおりである。

1 根拠条項の内容

条例第 35 条第 1 項では、「利用停止請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を実施機関に提出しなければならない」とあり、同項第 2 号の「利用停止請求に係る保有個人情報を特定するために必要な事項」及び同項第 3 号の「利用停止請求の趣旨及び理由」を記載する必要がある旨規定されている。

2 不利用停止決定の検討

実施機関において、本件利用停止請求に係る保有個人情報のどの部分が事実無根の記録であり、当該保有個人情報の取扱いについて、条例のいずれの規定に違反していると考えているのか、その根拠及び理由について、明確かつ具体的に補正するよう求めたが、補正の提出がなく、利用停止請求にかかる保有個人情報が特定できず、事実関係を確認することができない。

よって、本件利用停止請求には形式上の不備があり、原処分は妥当である。

第 5 審査会の判断理由

当審査会において、請求人及び実施機関の説明内容に基づき、本件処分の妥当性について検討した結果、次のように判断する。

1 条例の規定について

条例第 35 条第 1 項では、自己情報の利用停止請求は所定の事項を記載した利用停止請求書によることを定めており、所定の記載事項として、同条同項第 2 号においては「利用停止請求に係る保有個人情報を特定するために必要な事項」、同条同項第 3 号においては「利用停止請求の趣旨及び理由」を定めている。

ここでいう、「利用停止請求に係る保有個人情報を特定するために必要な事項」とは、長崎県個人情報保護条例の解釈及び運用基準（以下「解釈及び運用基準」という。）によると、利用停止請求に係る保有個人情報が記録されている公文書の特定及びそのうちの当該保有個人情報に係る部分を特定するために必要な事項等を

いい、「利用停止請求の趣旨及び理由」とは、請求者が条例第 34 条第 1 項第 1 号、第 2 号又は第 3 号により求める措置の内容及び第 34 条第 1 項第 1 号、第 2 号又は第 3 号に該当すると考える根拠であって、請求を受けた実施機関において事実関係を確認するために必要な調査を実施することができる程度の事実が明確かつ具体的に記載されていることが必要である。

また、条例第 35 条第 2 項の規定により準用する条例第 13 条第 3 項によると、「実施機関は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる」と規定されていることとなる。

さらに、条例第 36 条は、「実施機関は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における保有個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、速やかに、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の取扱目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障が生ずるおそれがあると認められるときは、この限りでない」と規定している。

なお、条例第 37 条第 2 項は、「実施機関は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、速やかに当該利用停止請求をした者に対し、その旨を書面により通知しなければならない」と規定している。ここでいう、「利用停止をしないときは、その旨の決定をし」とは、解釈及び運用基準によると、利用停止請求に理由があると認められない場合等のほか、利用停止請求に係る保有個人情報を特定できない等、利用停止請求に形式上の不備がある場合などにおいて、利用停止をしない旨の決定をすることをいう。

2 本件処分の妥当性について

当審査会において本件利用停止請求にかかる補正等の経緯について確認したところ、実施機関は請求人に対し、条例第 35 条第 2 項において準用する条例第 13 条第 3 項に基づき、本件利用停止請求書における条例第 35 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に係る記載について、その内容を根拠及び理由を含め、明確かつ具体的に示すよう補正を求めており、これに対して請求人から補正書の提出はなされていない。

したがって、本件利用停止請求には条例第 35 条第 1 項第 2 号に規定された利用停止請求に係る保有個人情報を特定するために必要な事項、同項第 3 号に規定された利用停止請求の趣旨及び理由の明確かつ具体的な記載がないという形式上の不備があるところ、前記のとおり実施機関による補正の求めによっても、その不備は補正されなかったと認められる。

よって、本件利用停止請求に形式上の不備があることから、本件利用停止請求が適法になされているとは認められない。

3 請求人のその他の主張について

請求人は、審査請求書及び反論書において種々主張しているが、いずれも当審査会における前記判断を左右するものではない。

4 結論

以上のことから、本件利用停止請求は適法性を欠き、実施機関が本件処分を行ったことは妥当である。

よって、前記第1のとおり判断する。

審査会の審査経過

年月日	審査経過
令和元年5月24日	実施機関から諮問書を受理
令和元年11月8日	審査会（審査）
令和元年12月20日	審査会（審査）
令和2年1月22日	審査会（審査）
令和2年2月28日	答申

答申に関与した長崎県個人情報保護審査会委員名簿

氏名	役職	備考
武藤 智浩	弁護士	会長
池内 愛	弁護士	
小林 透	長崎大学副学長	
小松 文子	長崎県立大学副学長	
清水 千恵子	学識経験者	